◇**消費者庁組織令**（政令第二一五号）（内閣官房）

1　消費者庁に、次長一人を置くこととした。（第一条関係）

2　消費者庁に、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する審議官二人を置くこととした。（第二条関係）

3　命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う参事官二人を置くこととした。（第三条関係）

4　消費者庁に総務課、政策調整課、企画課、消費者情報課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課の八課を設置し、各課の所掌事務を定めることとした。（第四条～第一二条関係）

5　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

◇**消費者委員会令**（政令第二一六号）（内閣官房）

1　消費者委員会（以下「委員会」という。）の部会の設置、部会に属すべき委員等の指名、部会長、部会長の職務の代理について定めるとともに、部会の議決を委員会の議決とすることができることとした。（第一条関係）

2　委員会の会議の招集、定足数、議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。（第二条関係）

3　委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとし、その他委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定めることとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号。以下「法」という。）の施行の日から施行することとした。また、委員会は、法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七四号）の施行の日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二一年政令第一一七号）附則第三条及び割賦販売法施行令（平成二一年政令第一一八号）附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。（附則関係）

◇**消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令**（政令第二一七号）（内閣官房）

1　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二一年法律第四九号）の施行に伴い、国民生活審議会令（昭和三六年政令第一五五号）を廃止することとした。（第一条関係）

2　消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、次の各号に掲げる政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第三三条関係）

(一)　行政機関職員定員令（昭和四四年政令第一二一号）

(二)　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二一年政令第六七号）

(三)　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）

(四)　消費者政策会議令（昭和四三年政令第二四九号）

(五)　内閣府本府組織令（平成一二年政令第二四五号）

(六)　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成一二年政令第三一七号）

(七)　総務省組織令（平成一二年政令第二四六号）

(八)　厚生労働省組織令（平成一二年政令第二五二号）

(九)　農林水産省組織令（平成一二年政令第二五三号）

(一〇)　消費経済審議会令（平成八年政令第一五二号）

(一一)　経済産業省組織令（平成一二年政令第二五四号）

(一二)　食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和二三年政令第一八四号）

(一三)　食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号）

(一四)　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二六年政令第二九一号）

(一五)　宅地建物取引業法施行令（昭和三九年政令第三八三号）

(一六)　旅行業法施行令（昭和四六年政令第三三八号）

(一七)　割賦販売法施行令（昭和三六年政令第三四一号）

(一八)　家庭用品品質表示法施行令（昭和三七年政令第三九〇号）

(一九)　消費生活用製品安全法施行令（昭和四九年政令第四八号）

(二〇)　特定商取引に関する法律施行令（昭和五一年政令第二九五号）

(二一)　貸金業法施行令（昭和五八年政令第一八一号）

(二二)　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六一年政令第三四〇号）

(二三)　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成一二年政令第六四号）

(二四)　消費者契約法第一三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成一九年政令第一〇七号）

(二五)　健康増進法施行令（平成一四年政令第三六一号）

(二六)　特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二一年政令第一一七号）

(二七)　割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二一年政令第一一八号）

(二八)　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二六八号）

(二九)　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成一一年政令第二五三号）

(三〇)　国家公務員倫理規程（平成一二年政令第一〇一号）

(三一)　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成一五年政令第二五二号）

(三二)　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）

3　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日から施行することとしたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則関係）

◇**不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令**（政令第二一八号）（内閣官房）

1　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、景品類の指定等を定めることとした。（第一条関係）

2　消費者庁長官に委任された権限のうち、報告の徴収及び立入検査等の権限を公正取引委員会に委任することとした。（第二条関係）

3　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

◇**特定電子メール送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令**（政令第二一九号）（内閣官房）

1　消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、登録送信適正化機関の登録等の権限を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。
